

徳島市行政不服審査会答申

(徳行不審答申第5号)

令和2年2月13日

徳行不審答申第 5 号
令和 2 年 2 月 13 日

審査庁
徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市行政不服審査会
会長 豊永 寛二

行政不服審査法第 43 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年 11 月 29 日付行財発第 30 号により徳島市長から諮問のありました徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業利用不承諾決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

徳島市長（以下「処分庁」という。）が行った徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業利用不承諾決定に係る処分（以下「本件処分」という。）を取り消すべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 本件は、処分庁が行った本件処分に対し、介護保険サービスの利用者負担の増加を招いていること、介護保険サービスを利用する権利を侵害されかねないこと等を理由として、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）がされたものである。

2 前提事実

諮問書、審査請求書、弁明書、証拠書類等から以下の事実が認められる。

(1) 令和元年 7 月 2 日、審査請求人は、処分庁に対し徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業（以下「本件事業」という。）の利用申請（以下「本件利用申請」という。）をした。

(2) 令和元年 8 月 1 日、処分庁は、「徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業実施要綱」（以下「要綱」という。）を改正し、施行した。

同日、処分庁は、審査請求人に対し、市町村民税課税者の扶養控除の対象となっていることを理由として、本件事業の利用を不承諾とする本件処分をした。

- (3) 令和元年 8 月 13 日、審査請求人は、本件処分に不服があるとして、その取消しを求める本件審査請求を審査庁である徳島市長に対して行った。
- (4) 令和元年 11 月 25 日、審理員は、審理員意見書を審査庁に提出した。
- (5) 令和元年 11 月 29 日、審査庁は、当審査会に諮問を行った。

3 関連事実

審査請求人は、平成 30 年においても、本件事業について利用不承諾決定処分を受け、審査請求をしており、当該審査請求については、平成 31 年 3 月 29 日付で当該処分を取り消す裁決（以下「前回裁決」という。）がなされている。

第 3 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件処分により、介護保険サービスの利用者負担の増加を招いている。
- 2 本件処分により、審査請求人は介護保険サービスを利用する者として権利を侵害されかねない。
- 3 扶養控除の対象者となっている者は、平均年収 432 万円を大きく下回っている。

第 4 処分庁の主張の要旨

- 1 審査請求人は、市民税課税者の扶養となっており、本件処分の要件について定める要綱に規定する「市町村民税が課されている者の市町村民税の扶養控除の対象になっていないこと」を満たしていない。
- 2 審査請求人は、介護保険サービスの利用において、所得等に応じた特定入所者介護サービス費の給付（居住費・食費の利用者負担額の減額）、高額介護サービス費の給付（自己負担額の払戻し）を受けており、介護保険サービスの利用者負担は適正である。
- 3 審査請求人は、所得等に応じた適正な利用者負担による介護保険サービスを利用することができるため、介護保険サービスを利用する権利を侵害されているとはいえない。

第 5 裁決についての審査庁の判断

本件処分を取り消すべきとし、その理由を審理員意見書の第 3 の理由のとおりにしている。

第 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の第 3 の理由と同旨であり、次のと

おりである。

1 要綱の規定について

- (1) 要綱は、低所得生計困難者及び生活保護受給者について、介護保険法などに基づく費用の利用者負担を軽減することにより、対象者の福祉の増進と介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としており、その軽減の対象者の要件は要綱第3条に定められている。

また、利用申請書の提出があった場合、課税状況、所得状況等を審査すること（要綱第4条第2項）、課税状況、収入状況の確認について、8月を境に確認の対象となる年度（収入状況については、年）が変更されること（要綱第4条第3項）、対象者の課税状況等の確認については毎年8月に行うこと（要綱第6条第4項）がそれぞれ規定されている。

毎年8月に課税状況等の確認を行うことから、本件事業の利用は、8月1日から翌年7月31日までの1年間を期間としている。

- (2) 処分庁は、要綱の改正について、令和元年7月29日に起案し、同年8月1日に施行した。これにより、対象者の要件のうち、「負担能力のある親族等に扶養されていないこと」が、「市町村民税が課されている者の市町村民税の扶養控除の対象になっていないこと」及び「健康保険の被扶養者になっていないこと」に改められた。

なお、処分庁は、令和元年8月1日前の期間に本件事業を利用している者に対し介護保険事業所等を通じて行った、同日からの期間の利用に関する周知において、当該要件の改正について何ら説明していなかった。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、審査請求人が、市町村民税が課されている者の扶養控除の対象となっており、要綱に規定する「市町村民税が課されている者の市町村民税の扶養控除の対象になっていないこと」を満たしていないことを理由として本件処分を行った。

- (2) しかし、当該規定は、令和元年7月2日に本件利用申請があった後、令和元年8月1日に改正施行した要綱において定められたものである。

本件利用申請があった令和元年7月2日時点における要件は、「負担能力のある親族等に扶養されていないこと」であるところ、この要件の該当性の判断については、前回裁決の裁決書でも示されているように、全国介護保険担当課長会議（平成17年8月5日）資料において、市町村民税の控除対象者について「実質的に扶養を受けていない者がいることも考えられることから」「申告者に聞き取りを行うなどして個々の事情を勘案して判断されたい」とされている。

- (3) 審査請求人は、利用申請の際に提出した収入状況等申告書において、税法上の所得控除及び健康保険において課税者の扶養となっておらず、また、課税者と生計を共にしていない、としている。

この状況では、処分庁の主張のとおり実際には市民税の扶養控除の対象者となっているとしても、実質的に扶養を受けていない可能性があるため、聞き取り等を行うなどして個々の事情を勘案して判断する必要があるといえるところ、そのような調査・判断が行われた形跡はうかがわれない。

- (4) 以上により、本件処分については、利用申請時点における要綱に規定された要件に基づき、実質的な扶養を受けていない可能性があるため、聞き取りなどの調査を行い、個々の事情を勘案して判断する必要があるものの、これを行わなかったものであり、処分時に判断すべき事情について判断しなかった点につき違法があるものといえる。

3 要綱の遡及適用について

処分庁は、令和元年8月1日の要綱の改正は、要件を明確化するために行ったものである、と説明している。

しかし、改正前の要綱であれば、処分庁において審査請求人が実質的に扶養を受けているかどうかについて調査、判断する必要があるところ、改正後の要綱は市町村民税の扶養控除の対象となっているかどうかという形式的な要件のみで判断し、審査請求人の利用申請が認められる可能性を失わせるものである。

したがって、本件利用申請について改正後の要綱を遡及適用することは、審査請求人に対して実質的に不利益となることから認められるものではなく、改正前の要綱を適用しなければならないものである。

第7 結論

以上のとおり、本件処分は、その処分において基準に基づき判断すべき点について判断しなかったことについて瑕疵があり、違法な処分であるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、取り消されるべきである。

以 上

《参考1》

審議指名委員

会 長	豊永 寛二
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 真紀

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和元年 11 月 29 日	審査庁から諮問書及び事件記録等の写しを受理
令和2年 2 月 13 日 (元年度第1回審査会)	事務局から概要説明を行った。 諮問の審議を行った。